

鳥取市市民総合相談センター

消費生活相談窓口を新たに設置し、
くらし110番と市民総合相談窓口を
併設した市民総合相談センターを立
ち上げました。

早めの相談 いい解決
困ったとき、不安なときは
一人で悩まず まず相談を

- しつこい勧誘で困っている
- 訪問販売でいらぬものを買わされた
- 使っていた商品に欠陥がある
- 多重債務で困っている

まずはご相談ください

《消費生活相談ダイヤル》
0857-20-3863

受付時間

月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時

※上記に限らずさまざまな相談を受け付けています。
詳しくは以下をご覧ください。

相談窓口

消費生活相談窓口

消費生活に関する相談を専任の相談員が受け付けます。

【受付時間】 午前8時30分～午後5時
【休業日】 土日、祝日、年末年始
TEL 0857-20-3863 FAX 0857-20-3864
E-Mail syohisoudan@city.tottori.lg.jp

市民総合相談窓口

市政に関するご意見等を担当職員が受け付けます。

【受付時間】 午前8時30分～午後5時30分
【休業日】 土日、祝日、年末年始
TEL 0857-20-3158 FAX 0857-20-3053
E-Mail shiminsoudan@city.tottori.lg.jp
※従来どおり本庁舎でも受け付けます。

電話・面談等で相談をお受けします。
お越しになる場合は、関係資料をお持ちください。
〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4
（鳥取市役所駅南庁舎1階）

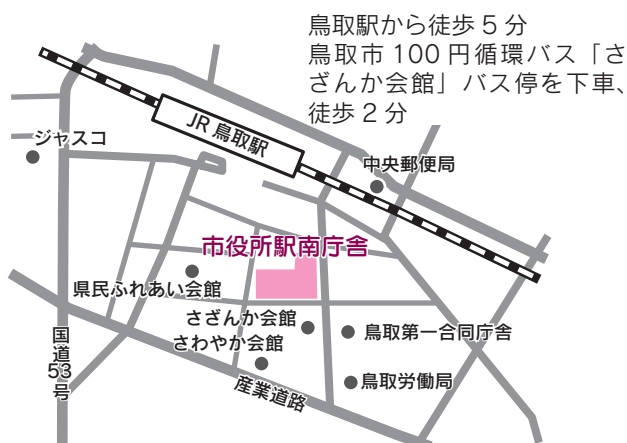
くらし110番相談窓口

市民生活の困りごとを相談員が受け付けます。

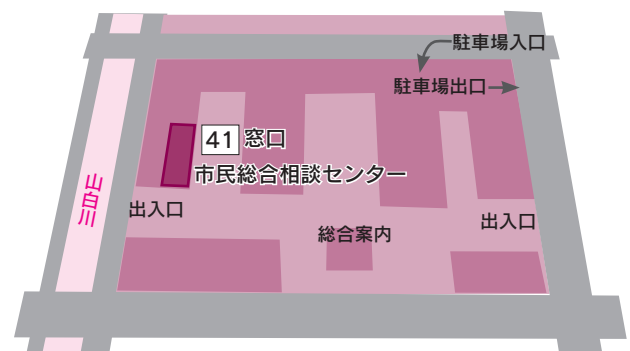
【受付時間】
平日 午前8時30分～午後5時30分（面談・電話相談）
TEL 0857-20-4894
平日 午後5時30分～午後10時（電話相談）
休日 午前8時30分～午後10時（電話相談）
TEL 090-8715-9280
E-Mail kurashi110@city.tottori.lg.jp
※この事業は、行政サービス参入登録を行っている
市民活動団体に委託し、実施しています。
※本庁舎でも月曜（祝日等の場合は翌開庁日）と金曜
の午後1時から午後5時まで面談を行っています。

アクセス

鳥取市役所駅南庁舎位置図



駅南庁舎1階配置図



こんな商法に気をつけて！

～困った時は一人で悩まず まずはご相談ください～

振り込む前に
相談しよう！

■振り込め詐欺

振り込め詐欺の手口は、突然根拠のない請求をすることです。あわてず冷静になり、確認できる前は振り込まないようにしましょう。

《オレオレ詐欺》

孫や子ども、配偶者に成りすまし、電話で家族をだまして金銭を支払わせるものです。

《架空請求詐欺》

もっともらしい会社名を名乗り、はがきやメールで身に覚えのない請求を送りつけて不安をあおり、入金を迫るものです。

《還付金詐欺》

行政機関を名乗り、医療費の還付金があると、助

成金の手数料が必要と言って、ATMの操作や送金の指示をするものです。

■点検商法

点検すると言って家に上がり込み、「床下の土台が腐っている」「布団にダニがいる」「シロアリの被害がある」などと不安をあおって新品や別の商品・サービス・工事を契約させます。

■催眠（SF）商法

「くじに当たった」「新商品を紹介する」と言って人を集め、閉め切った会場で日用品を廉価で配り、得した気分させ、異様な雰囲気の中で市場価格の数倍もする高額な商品を売りつける商法です。

ご存じですか？クーリング・オフ

消費者が契約してしまった後で、冷静に考え直す時間を与え、一定期間であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ制度が設けられている主な取引は次のとおりです。その他にも該当になる取引があります。

- ・解約理由は必要なく、無条件で解約できます。
- ・解約料等は不要です。
- ・支払済みの代金も返金してもらえます。
- ・商品を使っても（一部例外あり）、サービスを受けていても可能です。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売 (特定商取引法)	事業所や店舗以外の場所（自宅や喫茶店、街頭で誘われて案内された場合は営業所や店舗も該当）での指定商品・権利（チケット等）・役務（レンタルやリフォーム等のサービス）の契約	8日間
電話勧誘販売 (特定商取引法)	事業所から電話で勧誘を受けた指定商品・権利（チケット等）・役務（レンタルやリフォーム等のサービス）の契約	8日間
連鎖販売取引 (特定商取引法)	マルチ商法等（ほかの人を加入させれば利益が得られると言って商品やサービスを契約させる）による契約（店舗での契約も含む）。指定商品制なし	20日間
特定継続的役務提供 (特定商取引法)	エステ・外国語会話教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスを継続的に行う契約（店舗契約を含む）	8日間
業務提供誘引販売取引 (特定商取引法)	内職商法（仕事の紹介や、仕事の情報を提供するために必要だと言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭を支払わせる）による取引（店舗契約を含む）。指定商品制なし	20日間

多重債務問題

適切な債務処理を行えば、借金問題は必ず解決できます。「多重債務」や「ヤミ金融」でお困りの人は、勇気を出して早めに相談してください。市民総合相談センターのほか、次の機関で相談を受け付けています。

○鳥取県弁護士会 電話 0857-22-3912
(毎週土曜日 午前9時半から正午、事前予約が必要)

○鳥取県司法書士会 電話 0857-27-4168
(平日の午後1時から午後4時まで、電話相談のみ)

○法テラス鳥取 電話 0503383-5495
(平日の午前9時から午後5時まで〔予約受付〕、法律相談は所得要件あり)